

Q



今度データ管理システムやAIの導入を検討しているのですが、これらに対して優遇される税制はないのでしょうか。

A



今回の改正で新たに「情報連携投資等の促進に係る税制」が創設されています。この制度では、一定の要件に当てはまる資産を購入した場合に特別償却又は税額控除が認められます。

●改正概要● **減税**

適用要件

- ・生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の認定を受けること
- ・上記認定された計画をもとに対象資産を新設、又は、増設した場合で5,000万円以上の設備等を取得・供用すること

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家（登録セキスペ等）が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上



課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、平均給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%を満たした場合。

出典：経済産業省

生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)から平成33年3月31日までに取得等する対象資産について適用



POINT



この税制の適用対象者は、青色申告書を提出する法人であることから、中小企業者等にかかわらず、資本金等の額が1億円以上の大法人も適用することができる投資促進税制です。